

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県議会議長 小川 和雄

新潟県議会規則第1号

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第22条 委員会が知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条第1項本文の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。	第22条 委員会が知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。
第109条 地方自治法第121条第1項本文の規定により、出席した説明員において、質問に対し直ちに答弁し難い事由があるときは、議長は、期日を指定して答弁書を提出させることができる。	第109条 地方自治法第121条の規定により、出席した説明員において、質問に対し直ちに答弁し難い事由があるときは、議長は、期日を指定して答弁書を提出させることができる。
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。